

下水道接続工事のお願い

快適! さわやか! 下水道の暮らし

お住まいの地域の下水道が使用できるようになったら、ご家庭から出る汚水を下水道へ接続しなければなりません。下水道法※により、くみ取り式トイレや浄化槽をお使いの方は3年以内に下水道へ接続するための工事を行うことが定められています。下水道へ接続して、清潔で快適な暮らしをしましょう。

※下水道法第10条、第11条の3

5つの
メリット

1 トイレやキッチンなどの水回りが清潔・快適に!

トイレや水回りの臭いや害虫の発生を防ぐことができ、快適な生活を送ることができます。

2 維持管理・メンテナンスの手間が不要に!

今まで、業者に自分で手配していたくみ取りや浄化槽の清掃、法定検査が不要になります。

3 静か!敷地内の設置スペース不要!

浄化槽に空気を送るブロワーのモーター音がなくなり、敷地内の浄化槽設置スペースも不要になります。

4 周辺環境が衛生的に!

汚水を側溝に排水することで発生する悪臭、ハエや蚊など害虫の発生が抑制され、自宅周辺の生活環境が改善されます。

5 海や川を守ります!

下水道は汚水をきれいにするための施設です。下水道への接続によって、男鹿の海や川の水質を守り、美しい自然環境を次世代に継承することにつながります。



START!

工事店を選ぶ

工事は専門の技術や知識が必要なため、男鹿市が指定した工事店でなければ行うことができません。男鹿市ホームページの「排水設備指定工事店一覧表」をご確認ください。

くみ取り槽や浄化槽を撤去して、トイレやお風呂などの排水を下水道に接続するための工事をします。

契約

工事の内容や費用等について充分検討し、契約書を取り交わしましょう。

工事

申請の内容が適正と認められると市から確認通知をします。通知を受け取ってから工事に着手できます。

検査

市の検査を受けましょう。市の検査を通過すると検査済証が交付されます。

見積もり

敷地の状況によって工事内容が異なるため、費用も異なります。男鹿市の指定工事店に見積を依頼してください。費用の比較・検討のため、見積書は複数社からもらいましょう。

申請

工事を行う前に、市へ排水設備の確認申請が必要になります。申請は本人または指定工事店からできます。※市に申請をすることなく下水道へ接続することは違法行為となります。

工事完了

工事が終わったら、完了届を市へ提出しましょう。

使用開始

下水道が使用できます。使用開始届を提出しましょう。

GOAL!



Q & A

Q 工事の費用は？

A 敷地の大きさや状況により工事費用は異なります。

また、工事店によっても金額に違いがあるため、複数の工事店に見積もりを依頼することをおすすめします。

Q 下水道が使えるかどうかは、どう確認すればよいですか？

A お住まいの地域に下水道が整備され「処理区域」に入ると、住民の皆様に「供用開始(下水道が使えるようになったこと)」を文書でお知らせしています。

現在の処理区域は、男鹿市のホームページで確認できます。

Q 下水道使用料金は？

A 水道水の使用水量を汚水量として、1ヶ月の下水道使用料を計算します。

水道料金の徴収と同じ方法で納入していただきます。

Q 市から委託されたと言って、業者が家に来たが？

A 男鹿市では、業者に委託して、排水管の清掃や訪問販売等を行うことはありません。

最近、全国的に、あたかも市町村や水道局から委託されて来たかのような口調で訪問する悪質業者がいるようです。

疑わしい訪問があった場合は、すぐに契約せずに男鹿市企業局にご相談ください。

そのほか、ご不明なことがあれば、男鹿市企業局管理課 お客様サービス班へお問合せください。

お問合せ先

男鹿市企業局 管理課 お客様サービス班

☎ 0185-46-4103

Q 浄化槽を使っていますが、下水道接続は必要ですか？

A 浄化槽をお使いの方も、浄化槽を廃止して下水道へ接続することが下水道法によって義務付けられています。

特に、トイレだけを処理する単独浄化槽の場合、お風呂や台所などの汚水はそのまま水路や側溝等に流れることになるため、生活環境改善のためにも下水道への接続をお願いします。

Q 不要になる浄化槽はどうしたらよいですか？

A 工事には浄化槽撤去も含まれます。くわしくは指定工事店へ確認してください。

Q 下水道へは何を流せますか？

A 下水道へは、お風呂や台所、洗面所、洗濯などの生活排水全般とトイレからの汚水を流すことができます。下水道管を詰まらせてしまうものや、処理場で処理できないものは流すことができません。

(流せないものの例)

紙オムツ、布類、生ごみ、髪の毛、油、水に溶けない紙類、薬品類など。

Q いつまでに下水道に接続すればよいですか？

A お住まいの地域が下水道の使用が可能になった日から3年以内に、下水道へ接続することが義務付けられています。

3年を超えている場合は、できるだけ早く接続工事を行うようお願いします。



下水道は、市民の共有財産です。下水道への接続はお早めに！

